

天理市一般廃棄物収集運搬業の許可指針

一般廃棄物収集運搬業は、住民の生活に必要な公共性が高い事業であり、その遂行に支障が生じた場合には、市域の衛生環境が悪化する事態を招き、市民の健康や生活環境に影響を及ぼす恐れがある。

そこで、一般廃棄物収集運搬業者（以下「収集業者」という。）の乱立を防止し、収集業者の適正な運営を継続的かつ安定的に確保するため、一般廃棄物収集運搬業の許可に関する指針を次のとおり定める。

（１）新規許可の制限

一般廃棄物収集運搬業については、新規の許可を行うことにより、収集業者間での無秩序な競争や過度の摩擦等を生じさせ、収集業者の健全な事業活動を妨げ、適正な一般廃棄物の処理を損なう恐れがあり、また、現状では既存の収集業者の事業活動によって、市域内の一般廃棄物が適正に処理されている状況であると考えられる。したがって、法令等の整備により新たに必要が生じた場合及び次に掲げる場合を除いて、新規許可は行わない。

1. 再利用を目的とした食品残渣収集運搬専門業を営む場合
2. 既存の収集業者の廃業等により、それ以外の既存の収集業者の処理能力を勘案しても対応できないと考えられる場合

（２）適用除外

次に掲げる場合は、（１）の規定の例外として許可できるものとする。

1. 個人の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が代表者である法人を新たに設立し、その事業の全部を継承させる場合
2. 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が死亡し、その法定相続人がその事業の全部を継承する場合
3. 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、高齢又は疾病により業を継続できない場合で、その親族（配偶者又は２親等以内に限る）がその事業の全部を継承する場合
4. 法人の合併の場合で、既存許可業者の代表者が新法人の代表者となる場合